

1 . 平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会議事日程（第 5 日）

平成 21 年 6 月 24 日 開 議

日程 1 会議録署名議員の指名

- 日程 2 議案第 137 号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程 3 議案第 138 号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 4 議案第 139 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第 140 号 郡上市障害福祉サービス事業所の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 6 議案第 141 号 郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第 142 号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 8 議案第 143 号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程 9 請願第 1 号 C 型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願
- 日程 10 要望第 2 号 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出について（依頼）
- 日程 11 議発第 5 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所管事務調査について

2. 本日の会議に付した案件

- 日程 12 議案第 156 号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程 13 議案第 157 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算(第 2 号)について
- 日程 14 議案第 158 号 平成 21 年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程 15 議案第 159 号 平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算(第 2 号)について
- 日程 16 議案第 6 号 薬害 C 型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について
- 日程 17 議案第 7 号 電源立地地域対象交付金制度の交付期限延長を求める意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。(21 名)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 田 中 康 久 | 2 番  | 森 喜 人   |
| 3 番  | 田 代 はつ江 | 4 番  | 野 田 龍 雄 |
| 5 番  | 鷲 見 馨   | 6 番  | 山 下 明   |
| 7 番  | 山 田 忠 平 | 8 番  | 村 瀬 弥治郎 |
| 9 番  | 古 川 文 雄 | 10 番 | 清 水 正 照 |
| 11 番 | 上 田 謙 市 | 12 番 | 武 藤 忠 樹 |
| 13 番 | 尾 村 忠 雄 | 14 番 | 渡 邊 友 三 |
| 15 番 | 清 水 敏 夫 | 16 番 | 川 嶋 稔   |
| 17 番 | 池 田 喜八郎 | 18 番 | 森 藤 雅 毅 |
| 19 番 | 美谷添 生   | 20 番 | 田 中 和 幸 |
| 21 番 | 金 子 智 孝 |      |         |

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |             |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長         | 日 置 敏 明 | 副 市 長       | 鈴 木 俊 幸 |
| 教 育 長       | 青 木 修   | 市 長 公 室 長   | 松 井 隆   |
| 総 務 部 長     | 山 田 訓 男 | 市 民 環 境 部 長 | 大 林 茂 夫 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 布 田 孝 文 | 農 林 水 産 部 長 | 服 部 正 光 |

|                   |         |                      |         |
|-------------------|---------|----------------------|---------|
| 商工観光部長            | 田 中 義 久 | 建 設 部 長              | 井 上 保 彦 |
| 水 道 部 長           | 木 下 好 弘 | 教 育 次 長              | 常 平 毅   |
| 会 計 管 理 者         | 蓑 島 由 実 | 消 防 長                | 池ノ上 由 治 |
| 郡上市民病院<br>事 務 局 長 | 池 田 肇   | 国保白鳥病院<br>事 務 局 長    | 酒 井 進   |
| 郡上快楽園長            | 松 山 章   | 郡 上 市<br>代 表 監 査 委 員 | 齋 藤 仁 司 |

6 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

|                        |         |                 |         |
|------------------------|---------|-----------------|---------|
| 議会事務局長                 | 日 置 良 一 | 議会事務局<br>議会総務課長 | 羽田野 利 郎 |
| 議会事務局<br>議会総務課長<br>補 佐 | 山 田 哲 生 |                 |         |

## 開会及び開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様には6月12日の開会以来、それぞれ執務御苦労さんでございます。

いよいよ最終日を迎えることになりました。

よろしく御審議をいただきますよう、お願いをいたします。

ただいまの出席議員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の遅参議員は、森藤雅毅君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いします。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。よろしくをお願いします。

（午前9時34分）

---

## 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には17番 池田喜八郎君、20番 田中和幸君を指名します。

---

## 議案第137号から議案第143号までについて（委員長報告・質疑・採決）

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。

日程2、議案第137号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について、から、日程8、議案第143号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について までの7件を一括議題にいたしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第137号から議案第143号までの7件を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました7件は、総務常任委員会、文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

各委員長より御報告をいただき、議案ごとに質疑、討論、採決を行いたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)異議なしと認めます。

よって、一括議題として御報告いただきます。

各常任委員長より順次、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長 20番 田中和幸君。

(20番議員挙手)

20番(田中和幸君)はい、20番、田中。

議長(美谷添 生君)田中和幸君。

20番(田中和幸君)皆さん、おはようございます。

総務常任委員会報告を行います。

6月12日の平成21年第4回郡上市議会定例会において、付託されました条例議案7件、要望1件について、6月18日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について、報告します。

なお、経過については、主な内容を報告します。

1番、条例議案

議案第137号、郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について

総務部長から、情報公開を請求できる対象者を「何人も」に拡大し、制限をなくす改正について説明を受けました。

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第138号、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

総務部長から、平成20年度大和地域を中心に、八幡地域、白鳥地域の一部において防災行政無線が整備されたことによる対象区域の拡大及び各局の新設並びに変更に伴う改正について説明を受け、総務課長から防災行政無線整備に係る経過、事業費等の事業概要について説明を受けました。

委員から、屋外子局の拡声放送などの使用方法について周知徹底を行うよう要請があり、自治会長、消防団等に説明をし、防災訓練等でも実際に使用しているが、毎年周知徹底するよう努めるとの説明がありました。

またアンサー付の屋外子局の設置箇所が少ないように思うが、設置基準はどのように検討されたのかとの質問があり、携帯電話の入りにくい地域、交通が遮断されるような地域等、限られた地域に費用対効果に配慮しながら整備したとの説明がありました。

宅内受信機、屋外子局ともに、音声に不具合が発生することについて改善するよう要望があり、調査研究して改善していきたいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 139 号、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

総務部長から、白鳥町上本町避難地を行政財産から普通財産に変更し、土地の交換を行うため、同避難地を公の施設から削除することに伴う改正について説明を受けました。

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 140 号、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

社会福祉課長から、「ウイングハウス」と「みずほ園」において専門性の高い自立訓練を行うための定員の改正、並びに高鷲福祉交流センターの中にある「ぼぶらの家」を位置付けを郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例に移行する改正について説明を受けました。

委員から、定員増に対する職員数の状況について質問があり、「ウイングハウス」は、社会福祉協議会職員の異動で 1 名増とするが、「みずほ園」は週 3 日勤務のパート職員を週 5 日勤務に増やすことにより対応する。

「ぼぶらの家」には 3 名の職員が勤務しているが、うち 1 名はサービス管理責任者で、「みずほ園」と兼務しているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 141 号、郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

社会福祉課長から、「ぼぶらの家」の位置付けを郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例へ移行するとともに、高鷲福祉交流センターの「ふれあい広場」を「福祉交流センター」とする改正について説明を受けました。

委員から、「福祉交流センター」の職員数について質問があり、「福祉交流センター」は市が直接管理する施設であるが、職員は常駐しないとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 142 号、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

保険年金課長から、地方税法等の改正及び介護保険事業の需給状況を踏まえて、国保税の衡平性と適正化を図ることを目的とする改正について説明を受けました。

委員から、介護納付金の限度額が9万円から10万円に改正されること等が、衡平性とどのようなつながるのかとの質問があり、平成20年度を基準に試算すると、40歳から65歳未満の2人世帯で、所得617万円の世帯が9万円に相当し、707万円以上が10万円の限度額に相当する。これまでは617万円の世帯も707万円の世帯も同じ9万円の負担であったが、この改正を受けては、前者が9万円、後者が10万円となる。

また、地方税法の改正は、国民全体の税の衡平化を目的に行われたものであり、これを国税の賦課にも適用することが、衡平性であると考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第143号、郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

高齢福祉課長から、基金の運用から生ずる利益について、一般会計に計上していたものを介護保険特別会計に計上することにより会計処理区分を明確化する改正について説明を受けました。

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成21年6月24日、郡上市議会議長 美谷添生殿、郡上市議会総務常任委員会 委員長 田中和幸。

以上であります。

議長（美谷添生君）続きまして、文教民生常任委員長 13番 尾村忠雄君。

（13番議員挙手）

議長（美谷添生君）13番、尾村忠雄君。

13番（尾村忠雄君）13番、尾村です。

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る6月12日の平成21年第4回郡上市議会定例会において付託されました、条例関係4件について、6月18日に文教民生常任委員会を開催し審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については主な内容を報告いたします。

## 1. 条例関係

議案第140号、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

健康福祉部長から、「ウイングハウス」と「みずほ園」において専門性の高い自立訓練を行うためそれぞれ定員6人の追加を行うとともに、郡上市高鷲福祉交流センターに位置付け

られていた「ぽぷらの家」を、定員 10 人の障害福祉サービス事業所として郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例に移行する改正について説明を受けました。

審査の中で、自立訓練を担当する生活支援員の設置について質問があり、「ウイングハウス」は社会福祉協議会職員の異動で 1 名増となるが、「みずほ園」は週 3 日勤務のパート職員を週 5 日勤務に増やすことで対応し、財源は自立訓練サービス費で対応できるため、新たな郡上市の費用負担は生じないとの説明がありました。

委員から自立訓練の内容について質問があり、これまですべて就労継続支援 B で実施してきたが、「ウイングハウス」と「みずほ園」において調理実習や金銭管理の訓練、公共交通機関等を利用した移動訓練、パソコンを活用したコミュニケーション訓練等日常生活に必要な訓練を実施するものであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 141 号、郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

健康福祉部長から、「ぽぷらの家」の位置付けを郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例へ移行するとともに、高鷲福祉交流センターの「ふれあい広場」を「福祉交流センター」とする改正について説明を受けました。

審査の中で、「福祉交流センター」の暖房を使用した場合使用料の 50% を加算するとあるが、類似施設における加算率の状況はどうかとの質問があり、中には冷暖房を使用した場合 30% を加算することとしている施設もあり、必ずしも一律ではないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 142 号、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

健康福祉部長から、地方税法等の一部改正に伴い、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正するものであり、内容は、介護給付金課賦課税限度額を 9 万円から 10 万円に引き上げること、保険税の 2 割軽減の場合に、「市長は減額が適当でない認められる場合には、減額を行わないものとする」との条項を削除すること、上場株式等に係る配当所得や譲渡損失等に係る課税の特例を盛り込むことなどの改正について、説明を受けました。

審査の中で、介護納付金分の算出に係る税率と、9 万円から 10 万円になる対象世帯数について質問があり、税率は所得額の 1.11% であること、対象世帯は、平成 20 年度の実績から見ると、9 万円を超え 10 万円未満が 29 世帯、限度額 10 万円の世帯は 88 世帯であるとの説明がありました。



以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 143 号、郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

健康福祉部長から、会計処理区分を明確化するものであり、一般会計にて計上していたのを介護保険特別会計にて計上することに伴い、第 4 条の表中から「一般会計歳入歳出予算」を「介護保険特別会計歳入歳出予算」とする改正について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり承認することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成 21 年 6 月 24 日 郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会文教民生常任委員会 委員長 尾村忠雄。

( 20 番議員挙手 )

議長 ( 美谷添 生君 ) 20 番、田中和幸君。

20 番 ( 田中和幸君 ) すいません、ちょっと訂正をします。

報告書の中の 2 ページですが、2 ページの下から 6 段目の、こうへいせいという字をちょっとなんか間違えて読んだようですが、こうへいせいですので、よろしく願います。

訂正させていただきます。

議長 ( 美谷添 生君 ) はい、ただいま田中議員より訂正がございましたので、そのように取り計らいをいたします。

それでは、各議案につきましては、それぞれ質疑、討論、採決を行います。

議案第 137 号、郡上市情報公開条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

( 17 番議員挙手 )

議長 ( 美谷添 生君 ) はい、17 番、池田喜八郎君。

17 番 ( 池田喜八郎君 ) はい、あの、今回条例改正で、市内中心、市民といいますか、市に土地を有する会社とも含まれておりますが、今回、「何人も」ということに改正でございますが、何人というと、日本国籍を有するのか、そのへんは分かりませんが、かたや、個人情報保護法案がありますが、その辺の整合性といいますか、またこれを見ますと、請求することができるで、まあ請求することができて、公開は役所のほうで判断で出せるのか、その辺ちょっと詳しく分かったらお聞かせを願いたいと思います。

議長 ( 美谷添 生君 ) 山田総務部長。

総務部長 ( 山田訓男君 ) はい、この情報公開のまず、とうざのところの手続ですが、この情

報公開を求められた場合、郡上市の方へですね、そういう旨の申し出をしていただきます。

その決定につきましては、市でその旨を判断をする、公開をするかしないかを判断をする、そういう手続になってございます。

ただ、その後ですね、請求者が非公開となった場合につきましては、その意に申したといえますか、その事由について、審査会のほうへ申し立てるといような、ほかの資質がございませぬけれども、市のほうへ申し出をしていただき、市でその旨適当と認めれば、公開をするという手続になります。

それから、「何人も」というところでの、対象者でございますが、これまでは市内に限り、市内にそういう住所がある者とか、あるいは事業所がある人とか、あるいはそういう利益関係がある人とかをいろいろ、定めておったんですが、市内に限ってということで、このことを撤廃させていただき、広く、どなたといいますが、の請求にも応じるというシステムに改めるということでございます。住所がですね、あればよろしいということ。どなたも対象になるというような意味でございます。御無礼しました。

議長（美谷添 生君）わかりましたか。はい。

（15番議員挙手）

議長（美谷添 生君）15番、清水敏夫君。

15番（清水敏夫君）はい、15番清水です。

ひとつだけ教えていただきたいと思いますが、よくあの、各自治体で情報公開透明度といいますが、発表をされることがありますが、こういうことを受けまして、郡上市の場合は情報公開度の透明度といいますが、それはどういうポイントになっておるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議長（美谷添 生君）はい、日置市長。

市長（日置敏明君）お答えをいたします。

実は今回この条例改正を私、思い立ちましたのは、今、清水議員がお話ございましたように、全国の市民オンブズマン等の方々から、郡上市に対してこれこれこういうことの情報公開請求ということがございました。

その際に、現在の郡上市の条例ではこの請求できる対象者にあたらぬということで、本来こういう郡上市内の関係者であれば当然公開していることを、そういう郡上市外から、情報公開をされ、そういう方々がいわば郡上市の情報公開度の評価をするために、請求をされていたものに対して、お答えできませんと、こういう実は回答をしておりました。

それでただし、任意で提供しますというややこしいやり方をしておきまして、結局そうなりますと郡上市の情報公開度は制度としては非常に低いという評価を受けてまいりますので、

今回こういう形で「何人も」という形にすることによって、別にそういう評価を狙ってということではございませんが、その評価、公開度というのは、高まったという評価を受けることになると思います。

議長（美谷添 生君）よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決を行います。

委員長の報告は原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって議案第 137 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 138 号、郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決を行います。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 138 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 139 号、郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)異議なしと認めます。

よって、議案第139号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第140号、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)異議なしと認めます。

よって議案第140号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第141号、郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君)討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 141 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 142 号、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。  
質疑、ありませんか。

（ 15 番議員挙手 ）

議長（美谷添 生君）はい、15 番、清水敏夫君。

15 番（清水敏夫君）はい、15 番清水。

2 点ばかりちょっと御指導いただきたいと思いますが、まず、あの、文教委員会の報告書の中に、上から 3 段目のところに、保険税の 2 割軽減の場合に「市長は減額が適当でない」と認められる場合には、減額を行わないものとする」を削除するとありますが、市長のそういう場合に、これはしないんやということがなくなったということについて、特にこれの差しつかえがないかということの確認と、それからもう一つは、国保税へこれが連動していくという、介護給付金の限度額はわかりましたが、これは国保税へ連動することによって、国保税がまた高くなっていくということがちょっと、予測をされるわけですが、そのへんのことでもしわかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（美谷添 生君）布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君）はい、ただいまの清水議員さんの質問の中の 2 割軽減世帯、対象世帯ということで、これまでは、要は所得というのは毎年変わるわけですね、増減があるということですがけれども、市長が前年から所得が非常に著しい変化があって、この人は減額が必要やろうと、こういうふうな、認めるというようなことはですね、市長の権限によって、この人はちょっとおかしいぞというようなことがあった場合には、あなたの場合は 2 割軽減は認めないよというのは、ここに権限があったわけでありましてけれども、その権限をなくするというのでありますので、いかなる理由があろうと、所得の上限の中で 2 割軽減対象になる方については 2 割軽減をしていきたいと思いますということですので、そのへんにつきましては、対象の方がもしみえるとするならば、権限がなくなっていくということで、単純に所得で軽減されるということに、理解をしていただきたいというふうに思います。

ただし、郡上市の場合、実際にはこういう条項が残ってございましたけれども、実際の適用というのは全くないものですから、このことも削除しても影響はないというふうに理解をしていますので、よろしく願いいたします。

あの、今のところで、国保税には急激的なところの影響はないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（美谷添 生君）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 142 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 143 号、郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 討論なしと認め、採決をいたします。

委員長の報告は、原案を可とするものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 143 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

請願第 1 号について(提案説明・質疑・採決)

議長(美谷添 生君) 日程 9、請願第 1 号、C 型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願を議題といたします。

本件は文教民生常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長 13 番 尾村忠雄君。

(13 番議員挙手)

議長(美谷添 生君) 13 番、尾村忠雄君。

13 番(尾村忠雄君) 13 番、尾村です。

それでは、文教民生常任委員会の報告をいたします。

去る6月12日の平成21年第4回郡上市議会定例会において、付託されました請願1件について、6月18日、文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について、報告します。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

## 2. 請願関係

請願第1号、C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願

委員から執行部に対して、郡上市内での血液製剤投与の質問があり、医療機関としては、血液製剤投与の事実は調査済みであるが、全国的な問題として、カルテの保存期間の経過により医療証明が難しく、特措法の適用が困難であるとの説明を受けました。

審査の中で、特措法の適用から外れた被害者は一般医療保険扱いとなるのかという質問があり、通常は、一般医療保険が適用され、自己負担限度額は所得階層区分によりますが、最高で月額5万円までとの説明を受けました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で請願第1号を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成21年6月24日 郡上市議会議長 美谷添生様、郡上市議会 文教民生常任委員会 委員長 尾村忠雄。

議長（美谷添生君）それでは、質疑を行います。質疑はございませんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添生君）はい、4番、野田龍雄君。

4番（野田龍雄君）4番、野田です。

今ここに最高で自己負担額が月額5万円というように書いてありますけれども、最近なんかちょっと変化があったように聞いておるんですが、その点についてわかることがあれば、お聞きしたいと思います。

議長（美谷添生君）郡上市市民病院事務局長。

郡上市市民病院事務局長（池田肇君）それでは、お答えをさせていただきます。

所得階層というのは、A B Cございまして、世帯の所得税の税額が、Aですと、6万5,000未満の場合は、月額1万円。それからBですと、3万円。それから最高で、Cの階層ですと、5万円ということで、最高の方でも月額5万円の個人負担で済むというふうに理解をしております。以上です。

（4番議員挙手）

議長（美谷添生君）はい、野田龍雄君。

4 番（野田龍雄君）あの、ちょっと最近聞いたもんですから、患者の方から。

今まで、ちょっとたくさんいったけど、4 月から少なくなったと、大変助かるという話があったもんで、それはどういうやつやったんか聞いたかったんですが、今わからなければ結構でございます。

議長（美谷添 生君）ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認めます。

ただいまより採決を行います。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。

委員長の報告どおりに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は採択するものに決定いたしました。

---

#### 要望第 2 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程 10、要望第 2 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出について、依頼を議題といたします。

本件は総務常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より、審査の経過と結果について報告を求めます。

総務常任委員長 20 番 田中和幸君。

（20 番議員挙手）

議長（美谷添 生君）20 番、田中和幸君。

20 番（田中和幸君）総務常任委員会の報告をいたします。

要望関係、要望第 2 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出について（依頼）

本委員会としては特段の質疑はなく、全会一致で原案を採択することに決定しました。

以上、委員会の経過と結果についてを報告をいたします。平成 21 年 6 月 24 日 郡上市議会議長 美谷添 生様、郡上市議会 総務常任委員会 委員長 田中和幸。

以上です。



議長（美谷添 生君）それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑を終結し、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決を行います。

委員長の報告は、原案を採択するものであります。

委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、要望第2号は採択するものに決定しました。

---

議発第 5号について（委員会付託）

議長（美谷添 生君）日程11、議発第5号、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査及び常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、及び各常任委員会から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査について、お手元に配付しておりますとお申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

開会は、10時30分を開会予定といたします。

（午前10時14分）

---

議長（美谷添 生君）それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時31分）

---

議長（美谷添 生君）ここで日程の追加をしたいと思います。

日程 12、議案第 156 号、郡上市教育委員会委員の任命同意について、から、日程 17、議案第 7 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書について、までの 6 件を日程に追加したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、御手元に配付してありますのでよろしく願いをいたします。

---

#### 議案第 156 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程 12、議案第 156 号、郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。そうしましたら、説明を求めます。はい、日置市長。

市長（日置敏明君）それでは、まず私のほうから、本日追加提案をさせていただきました 4 議案につきまして、御説明をまず総括的な御説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第 156 号は、郡上市教育委員会委員につきまして、本年 5 月末日をもって角ちえかど治恵門議員が辞任され、そのため空席となっていた委員の任命同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第 157 号から議案第 159 号は、郡上市一般会計、同国民健康保険特別会計、同病院事業会計について、予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算についてであります。今般の国の平成 21 年度予算の第 1 次補正に伴いまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金、及び地域活性化公共投資臨時交付金関連事業につきまして、補正をするものでございます。

内容といたしましては、緊急性が高く、近い将来必ず市として実施しなければならない事業や、市民の利便性の向上、安全安心の向上に資する事業、また、国のこの交付金の制度の目的に沿い、かつ地域の活性化に資する事業を選定したところでございます。

4 つの柱がございしますが、まず安全安心の実現では防犯対策、公共施設の改修、解体、土地改良事業、市道林道の整備事業、河川整備など、24 事業に 7 億 8,799 万 7,000 円を計上いたしました。

次に 2 つ目の柱でございしますが、少子高齢化社会への対応では、外出支援サービス用の車両の整備、放課後児童クラブの環境整備、特定不妊治療費の助成、小学校校舎の整備など 6 事業に 4,372 万 4,000 円を計上いたしました。

3 つ目でございしますが、地球温暖化対策では、観光施設、郡上八幡博覧館の空調整備事業、

老朽化した公用車の更新整備に 5,255 万 8,000 円を計上いたしました。

4 つ目でございますが、その他緊急性懸案事項への対応ということで、温泉施設の改修、博物館施設整備、庁舎電話交換設備公開事業など、9 事業に 9,808 万 3,000 円を計上いたしました。

以上で、一般会計追加補正をお願いいたします補正総額は、11 億 1,564 万 3,000 円となります。

これについての財源面、歳入でございますが、国県補助金合わせて 8 億 7,156 万 6,000 円、基金からの繰入金 2 億 249 万 7,000 円、市債 3,920 万円、分担金 233 万円などがございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算では、安全安心の実現に関する直進分といたしまして、旧小那比診療所の解体など、186 万 6,000 円を補正するものでございます。

病院事業会計補正予算では、医師住宅の改修事業に 4,453 万 1,000 円を補正するものでございます。

以上、追加提案いたしました議案につきまして、総括的に御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当の室長部長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、議決をたまわりますようお願い申し上げます。

議長（美谷添 生君）それでは改めまして、日程 12、議案第 156 号、郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君）議案第 156 号、郡上市教育委員会委員の任命同意について

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。平成 21 年 6 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、郡上市明宝畑佐 620 番地。氏名、原 初次郎。生年月日、昭和 22 年 9 月 4 日

この、原初次郎さんでございますが、職歴は平成 21 年 3 月 31 日に明宝郵便局長を最後に御退職になられた方でございます。主な公職歴といたしましては、明宝村青少年育成推進員、それから郡上市明宝体育協会会長、郡上市体育協会常任理事、郡上市体育協会副会長などを歴任をされまして、現在は明宝地域公民館の館長を勤めてございます。

なお、任期でございますが、本日同意をいただきました上のことでございますが、平成 21 年 7 月 1 日から、平成 23 年 5 月 13 日まで、なおこの任期の終了は先ほど市長のほうから申し上げます前任者の角治恵門委員の残任期間でございます。

以上ですが、よろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君）ただいま説明のありました郡上市教育委員会委員について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 156 号は、原案に同意することに決定しました。

---

議案第 157 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美谷添 生君）日程 13、議案第 157 号、平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田 訓男君）議案第 157 号、平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 2 号）について

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 2 号）。

平成 21 年度郡上市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 1,564 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 288 億 4,470 万 7,000 円とする。としてございます。

2 項につきましては、省略させていただきます。

次、地方債の補正でございます。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。としてございます。

恐れ入りますが、5 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表、地方債の補正、1、変更でございます。起債の目的、それから限度額の変更のところを御報告しまして、御説明にかえさせていただきたいと思っております。

まず、起債の目的ですが、一般公共事業、限度額 0 としてございましたのを、今回 3,920 万円とさせていただくものでございます。

合計で 38 億 7,372 万円を 39 億 1,292 万円ということでございます。

続きまして、8 ページをお願いをしたいと思います。

歳入でございます。分担金負担金の分担金、農林水産業費分担金 230 万 3,000 円の増でござ

ざいます。

これは用水路等の土地改良事業の受益者分担金ということで予定をしてございます。

次に、国庫支出金の国庫補助金、総務費の国庫補助金でございますが、7億7,748万6,000円の増でございます。

説明欄に書いてございますように、地域活性化経済危機対策臨時交付金でございます。

それから次が、農林水産業費の国庫補助金、3,528万円。

こちらのほうは、林業費補助金としまして、公共投資臨時交付金の補助でございます。

それから次、県支出金の県補助金でございます。

農林水産業費県補助金、5,880万円。これは、公共林道整備事業補助金ということで、予定をさせていただいております。

また支出のほうでも説明させていただきます。

それから、繰入金の基金繰入金、一つが財政調整基金の繰入でございますが、1億9,483万1,000円、こちらは財政調整基金ということで、充当させていただきます。

次が、特定目的基金繰入金766万6,000円。こちらは、公共施設整備基金繰入金ということで、繰入を予定してございます。

なお、この使い分けでございますけれども、この公共施設整備基金繰入、こちらのほうは、あとほども説明させていただきますが、今回施設等の取り壊しをさせていただく予定でございます。

こちらのほうには、市に公共施設整備の基金繰入でもって、足らずまいを対応するという取り組みといたしますか、区分分けをしてございまして、今の在庁との区分けをしてございます。

それから次が、諸収入の雑入でございます。5万円。農林水産業費の雑入でございます。これは指定管理を出してあるものの修繕的なものも今回予定してございまして、その指定管理者からの、指定管理の受け入れ者ですね、指定管理業者からの繰入というものでございます。

次が、市債、農林水産業債でございますが、3,920万円。一般公共事業債としてございます。

それでは歳出を御説明します。

10ページをお願いをしたいと思います。

総務費の総務管理費、一般管理費ですが、266万1,000円。

役務費、備品購入、公課費ということで上げてございまして、ここでは説明欄に書いてございます防犯対策設備整備事業としまして、実質は防犯、あるいは交通安全の関係のパトロ

ールに使います指導車といいますか、車両の購入と、更新でございますが、予定をさせていただいております。

それから財産管理費、5,108万3,000円、委託料627万円、こちらのほうは、説明欄の上から二つ目でございます公共施設耐震化促進事業ということで、627万円計上してございます。都合、8箇所の公共施設につきまして、この機会に耐震、あるいは改修を想定した場合、どれくらい費用がかかるものかといったことでの耐震調査をさせていただきたいと思っております。

それから工事請負費、2,579万5,000円計上してございます。これは説明欄のところでございますと、下から二つ目とその最後の項目に書いてございますが、公共施設防犯設備改修事業、これは庁舎の防犯対策のためのシステムを入れてございますが、このところ老朽化といいますか、そういう誤作動等してございまして、改修をさせていただくということで、本庁舎の関係の改修費ということでございます。

それから次が一番下にございますが、庁舎電話交換設備更改事業2,319万5,000円上げてございます。

これは本庁舎と大和庁舎、これが15年以上電話機器が入れてから経過しておるということから、かなり聞きにくいといいますか、そういった障害も出てきてございまして、今回新たに整備をしたいと、加えて互換性といいますかそれぞれ庁舎間の内線電話等の機能も高めたいというような内容を予定してございます。

それから次、備品購入で1,901万8,000円上げてございます。

こちらのほうは、一番上の公用車更新事業としまして、1,655万8,000円上げてございます。

車両の古いものにつきまして、今回もエコ対策といいますか、そういう取り組みの中でハイブリッド車3台、それから軽のワゴン車ですが8台、都合11台になりますが、その更新と、それから上から三つ目の公共施設デジタル改修事業としまして、庁舎にありますテレビでございますが、デジタル化対応ということで、今後の防災面でのそういった使い勝手も出てきますので、23台購入をさせていただきたいといった内容のものでございます。

次に民生費の社会福祉費、社会福祉総務費でございます。

186万6,000円の増でございます。

こちらは繰出金で同額を計上してございまして、国保特別会計直診の会計でございますが、予定をしております。

内容的には小那比診療所の旧施設の取り壊し、それから和良診療所の聴力検査の関係での測定室の整備といいますか、そういう取り組みを予定してございます。

それから老人福祉費、1,841万7,000円の増でございます。

こちらでは、説明欄に上げてございますが、一人暮らし世帯の火災報知器ということで、今回1,890台一人暮らしの方の世帯にそういった報知器の設置をさせていただきたいということで上げてございます。

それから外出支援サービスとしまして、福祉車両ですが、3台購入を予定してございます。次に、同じく民生費の児童福祉費の児童福祉総務費でございます。

ここでは工事請負費としまして、総額ですが、391万7,000円の増で、工事請負費に回していただいております。

説明欄に上げてございますとおり、放課後児童クラブ等の環境整備としまして、この機会にエアコンをですね、八幡、大和、白鳥、高鷲、これは小学校が主でございますけれども、そういう使う施設につきまして、エアコン設備を整えさせていただきたいといった内容のものであります。

それから次が、保育園の運営費、89万1,000円の増を計上してございます。

備品購入費で上げてございますが、保育園にAEDですが3台、白鳥、高鷲、明宝でございますけれども、整備をさせていただきたいというものでございます。

それから次が、衛生費の保健衛生費、保健衛生総務費、4,453万1,000円の増でございます。こちらは繰出金でそのものの総額ですが、計上してございまして、病院事業の事業会計への繰出ということでございます。

ここでは、城南医師住宅でございますが、内部改装を中心に8戸分ですが、8改修を予定をしております。

それから予防費、722万1,000円の増でございます。

需用費と負担金で上げてございます。

需用費のほうは、新型インフルエンザの対策としまして、感染対策用のセットですが、705セット、この機会に整備をさせていただきたいということでございます。

それから負担金補助のほうの500万円につきましては、不妊治療費助成としまして、25人分に相当するわけですが、10万円を限度としまして、年2回ということで予定をさせていただいております。

負担軽減ということでの取り組みでございます。

次に12ページを見ていただきたいと思いますと思いますが、農林水産業費の農業費で500万円の増でございます。

工事請負費に計上してございまして、農業用施設改修事業というふうに書いてございますが、白鳥の特産物振興センターこちらの屋根が、あるいは駐車場のところでかなり痛みがき

ておるとのことでの対応をするものでございます。

それから次が、農地費、土地改良費ですが、2,330万円の増、委託料と工事請負費で上げてございます。

こちらはかんがい排水5地区、それから農道舗装等の土地改良事業を予定しておりますのでございます。

それから次が、同じく林業費の林道費でございますが、2億6,578万1,000円でございます。

需用費から工事請負まで上げてございますけれども、説明欄のところに書いてございますように、公共林道の関係の整備で9,800万1,000円。

これは明宝の八幡、高山線の改良ということで予定をしてございます。

それからその下に同じく林道整備事業、1億3,250万でございます。

これは林道改良、舗装が主でございますが7地区、それから注意看板の作成といった取り組みを予定してございます。

それからその下に市の市単林道整備事業、3,528万計上してございますが、このことにつきましては、公共林道のところで、上の9,800万ですが、その90%につきましては、別途の事業ができるということでの、今回の国のシステムといいますか、事業の取り組みになってございます。

そのものをここで、市単ではございますけれども、事業おこしとさせていただくということのものです。

場所的には美並地区の宮奥～露洞線の林道、法面改良ですが予定をさせていただいております。

次が商工費の観光費、97万7,000円でございます。

印刷製本で計上してございまして、誘客リーフレットの作成30万部枚ですが、いわゆるサービスエリア等々で配付できるそういったものを予定してございます。

それから次が同じく商工観光施設費、8,114万3,000円でございます。

委託料と工事請負費で上げてございますが、一つ目が観光施設の改修事業、こちらは郡上八幡博覧館の空調関係の改修ということで、3,600万円、それから温泉施設の改修事業4,331万3,000円、この温泉施設でございますが、都合3箇所ございまして、大和温泉につきましては、メタンガスの関係でのそういった対策を予定してございます。

それから、湯の平につきましては、施設の老朽化に伴いましての改修、それから明宝につきましては、湯屋館でございますけれども空調関係での改修を予定してございます。

それからその下に遊歩道の改修事業として書いてございますが、このことにつきましては、



大和町の古今伝授の里フィールドミュージアムの前のところに遊歩道がございますが、そのものの遊歩道を開設するという内容のものでございます。

それから次 14 ページをお願いをしたいと思います。

土木費の道路橋りょう費の道路維持費、500 万円でございます。

委託料に計上してございまして、道路修景整備としまして、通称こもれび作戦ということで呼んでございますが、このたび、寒水と粥川地区、明宝の寒水地区と美並の粥川地区でこの事業をさせていただけたらという内容のものでございます。

それから次が道路新設改良費 1 億 9,680 万円でございます。

このことにつきましては、市道整備としまして、18 箇所予定しておりますものでございます。それから次が土木費の河川費の急傾斜地の崩壊対策でございますが、6,000 万円増ということでございまして、2 箇所分、八幡と白鳥を予定させていただいてございます。

それから次が河川改良費、3,800 万円でございます。

こちら工事請負費で計上してございますが、4 地区分、八幡、大和、白鳥、高鷲ということでの河川改修を想定しておりますものでございます。

それから土木費の都市計画費、都市計画総務費ですが、3,830 万円でございます。

こちら工事請負費で計上してございますが、都市計画事業としまして、八幡、白鳥の市街地内におきますそういった道路舗装等の事業を予定しておりますものでございます。

それから次、土木費の住宅費の住宅管理費、3,070 万円でございます。

工事請負費に上げてございまして、老朽化施設の解体撤去ということで、2,240 万円上げてございます。

この内訳としましては、一つが白鳥の駅の北側にございます、駅裏ですか、旧の J R の跡地の管理棟がございまして、その取り壊し費と、それから八幡の初納、それから美吉野住宅の浄化槽の撤去費ということで予定をしております。

それから市営住宅の環境整備事業としまして 830 万円計上してございますが、こちらのほうは、八幡地域内の初納、吉田、新中坪といった住宅がございまして、そこでのデジタル対応ということで、ケーブル等の配線を主に行う事業でございます。

それから次が、消防費の消防施設費、9,358 万 9,000 円でございます。

役務費から公課費までところの事業費を計上してございますが、一つが消防車両整備として、7,561 万 4,000 円でございます。

ここでは、2 種類っていいですか、車両 2 台予定してございまして、水槽付の消防ポンプ自動車、それから高規格の救急車を予定してございます。

それから消防施設の整備事業としまして、1,760 万 2,000 円上げてございますが、消防署

のほうでいわゆる救急、あるいはそういった119が入るわけなんです、その折に位置をですね明確化するという、位置情報のそういう把握できる装置の導入、あるいは地図データということで、そのへんのデータが古くなってきておりますので、データ更新を予定してございます。

そして最後のところですが、防災教育資器材整備事業として、37万3,000円上げてございますが、これは指導用といいますか、研修用のAEDのセットをこの機会に3セットでございまして、また人形も3体、購入をしたいというものでございます。

それから次が、災害対策費、1,065万1,000円でございます。

こちらのほうは、備品購入で計上してございまして、災害対策のいわゆる避難所等に災害用のポータブルの間仕切りですね、前回の二次補正の折にも若干、こういった避難所の備品等の充実をさせていただいておりますが、今回間仕切りそれから、段差の解消のところのスロープあるいは災害用の敷きマット等の資材につきまして、購入をさせていただきたいというものでございます。

それから次、16ページをお願いしたいと思います。

教育総務費の事務局費、1,617万3,000円でございます。

需用費から負担金補助のところまで上げてございますが、教員住宅の改修ということで、大和の剣、それから白鳥の恩地、高鷲のひるがの、3箇所の教員住宅につきまして、風呂釜を中心に改修をお願いをしたいということ、それから八幡の旭住宅につきましては、今のデジタル化対応ということで、そういったインターネット環境をこの機会に整備させていただきたいという費用でございます。

それから次、教育費の小学校費の学校建設費2,391万9,000円の増でございます。

委託料、工事請負費ということで、上げてございますが、口明方小学校の床面の張替えの工事、それから高鷲小の外壁と老朽化に伴いますところの修繕といいますか改修を予定させていただいております。

それから次が中学校費の寄宿舍運営費1,816万6,000円の増でございます。

委託料と工事請負費に上げてございますが、こちらのほうは、明宝中、和良中、以前寄宿舍を備え付けておったわけなんですけれども、そういう用途もなくなってきておりますので、この機会にその解体をさせていただきたいというものでございます。

それから次が社会教育費の社会教育施設費、7,455万7,000円でございます。

工事請負費と補償、補填のところ、組ませていただいておりますが、ひとつが、文化施設整備事業として、1,680万7,000円でございます。

白鳥の文化博物館の映像関係、それから二つ目が大和の古今伝授の里のフィールドミュー

ジウムですが、こちら映像関係、それから美並の丸山研究センター、この施設につきましても、映像関係が痛んでおるといふこととございませうので、改修をさせていただきたいといふこととございませう。それから、あゝ失礼しまし、円空研究館とございませう、失礼しまし。そして最後とございませう、篠脇の山麓の遊歩道整備といふことと上げてとございませう。

それから次に文化センターの施設整備事業とございませう、こちらのほうは、照明の関係で改修をさせていただきといふこととございませう。

このことにつきましても、新年度予算とございませう、計画的にといふことと、計上しておるところとございませう、なかなか費用がのすといふこととから、今回こちらの費用も当て込めまして、取り組みをさせていただきようとしてとございませう。

それから次、保健体育費の体育施設費、御無礼しまし。300万円とございませう。

こちらは大和総合センターのバスケットボールにつきまして可動式、今は固定式とございませう、可動式に変更するものといふことのものとしてとございませう。

大変長くなりましたとございませう。どうかひとつよろしくお願ひいたしませう。

訂正をさせていただきませう。

先ほど私、説明の中で13ページの商工費の観光施設費の説明のところとございませう、遊歩道改修事業183万円、これを遊歩道といふことと説明しましませう、釜が滝の関係での釜が滝の遊歩道といふことと、誤って説明してとございませうので、そちらのほうに訂正をさせていただきませう。議長（美谷添 生君）それでは質疑を行いましませう。

質疑はとございませうせんか。

（4番議員挙手）

議長（美谷添 生君）はい、4番、野田龍雄君。

4番（野田 龍雄君）4番、野田とございませう。

ま、かなり大きな補正予算とございませうので、いろいろ説明させていただいたんとございませうけれども、そいつにお聞きするんとございませうですが、非常にざっとした説明とございませうで、今のようなああゆう訂正もありましたが、分かりにくいところとございませうがかなりありました。

それとございませうですね、みんな聞いとるときりがありませうないので、たとえばとございませうですね、非常に大きな額とございませうである林道整備事業とか市道整備事業、これはこちらに事業内容が書いてあるので、ある程度は予測はされるんとございませうですが、こういう1億をこえるような事業について、この林道も、8箇所やったかや、それぞれどの程度いるのかといふことと、まゝ細かいところまではいいんとございませうですが、この2つについては、ちょっとお聞きしたいと思いましませうし、あととございませうですね、この消防車両の水槽ポンプと高規格救急車、これもちょっとお聞きすると5,000万と2,400万ほどとございませうですが、高規格救急車についても先般ちょっとこの説明も、出ましたね。この前にね。

ということで、こういうもの必要だからでとるといふふうに思いますけれども、このたとえば水槽ポンプ非常に高額ですが、お聞きすると20年ぐらい経つとるといふことで、早めてね、今回やったということですが、そんな説明も僕いると思うんですよ。

この補正予算を説明するのに、僕らなんかようわからんまま、はい賛成ではいかんと思いますので、そういった説明がちょっと弱い、そしてこの間説明資料いただいて、照らし合わせてみると、ちょっとな、2、3変わつとるところもありますし、そういった点についても本当は説明がいると思いますので、例えばですね、その点については、12、13の農林水産業費、ここに2億6,500万ほどあるんですが、その内のね、始めの公共林道整備事業9,800万、これについては、さっきは90%は別にまあそれを90%が事業ができるようなことを説明があり、そのことが下の3,528万の市単独の林道整備事業のようなんですが、この9,800と3,500は、こっちのこないだ説明いただいた中でどこにあるのか、どうもよう見つからんです。

そういった点でも、あんまり細かいこと言っても仕方がない、それぞれ検討されとると思いますが、何にも知らずに、はいよろしいというわけにはいきませんので、説明をお願いしたいと思います。

議長（美谷添 生君）どなた。はい、井上建設部長。

建設部長（井上保彦君）はい、それでは御指摘ございました林道それから市道につきまして、路線ごとの計画事業費につきまして、申し述べたいと思います。まず林道費でございますが、7路線ございます。

まず大規模林道、八幡～高山線の八幡～和良区間ですが、落石防止ということで、1,800万みてございます。

それから次が大間見線の舗装ということで1,500万、それから高鷲の大洞線舗装で2,000万、美並の苅安～雁曾礼で1,800万、美並ですが、宮奥支線で200万、それから同じく林道の八幡～高山～明宝～馬瀬区間で1,650万、それから、水馬洞線で4,000万、それから落石の注意喚起看板ですが、これが300万みてございます。

続きまして市道でございますが、高鷲の西洞線500万円、やまびこ線の舗装が3,000万円、中津屋・那留線が1,000万円、大林線の落石防止1,000万円、那留・恩地線の舗装で1,000万円、徳永11号線で600万円、栗巢線の落石防止1,000万円、小野線の側溝改良5,000万円、山畑線の舗装570万円、勝原の勝原橋ですが、これが2,600万、杉原本線650万円、深戸中道が200万円、鹿倉・畑佐線排水改良ですが510万円、仏田線の改良が300万円、橋詰線が500万円、寒水の中島2号線600万円、二間手下切線が50万円、東気良線が600万円、市道に関しては以上でございます。

それから先ほど御指摘のありました、公共林道のほうでございますが、これにつきまして

は、先ほどの9割と総務部長が申しました分ですが、これにつきましては、国費が50、県費1割、合わせまして6割の補助がございます。

で残りの4割のうち9割について、交付金の対応ができるということでございまして、そのまず4割につきましては、まず、起債ですね、これで対応しまして、その9割にあたる分につきましては、新たに市単の林道事業を起こすことによって、そこへ公共投資交付金というものを充てるということでございます。以上でございます。

議長（美谷添 生君）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第157号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって議案第157号は、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### 議案第158号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程14、議案第158号、平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算、（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君）それでは議案第158号を説明させていただきます。

平成21年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年6月24日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ186万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,667万7,000円

とする。

2項については、省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、一番最後のページをお願いいたします。

歳入のほうですが、ただいま一般会計の方の補正でありましたが、一般会計からの繰り入れ金で、補正額 186 万 6,000 円でございます。

歳出につきましては、総務費、管理費、一般管理費で補正額 90 万。

このことにつきましては、小那比診療所施設の解体事業費ということでございます。

医療費の関係ですが、医療費機械器具費ということで、補正額 96 万 6,000 円でございます。

このことにつきましては、和良診療所内の医療用機器の整備ということで聴力検査測定室を設置をするということでございますのでよろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（美谷添 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 158 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 158 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 159 号について（提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程 15、議案第 159 号、平成 21 年度郡上市市民病院事業等会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

池田市民病院事務局長。

市民病院事務局長（池田 肇君）御説明します。

議案第 159 号、平成 21 年度郡上市市民病院事業等会計補正予算（第 2 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 24 日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、1ページを御覧いただきたいと思います。

総則、第1条、平成21年度郡上市病院事業等会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成21年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業。1としまして、病院施設整備事業。郡上市民病院城南医師住宅改修工事でございます。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。

最初に収入でございますが、1款の病院事業、資本的収入で、1項の出資金、補正額が4,453万1,000円でございます。

続いて支出でございますが、1款の病院事業、資本的支出、1項の建設改良費で同じく4,453万1,000円でございます。

何枚かおめくりをいただきまして、最後の6ページを御覧をいただきたいと思います。

収入でございますが、1項の病院事業、資本的収入の、1項で出資金で、1目で一般会計出資金、4,453万1,000円でございます。

臨時交付金として、病院事業会計繰入金医師住宅改修事業でございます。

先ほどの一般会計でお認めいただいた金額でございます。

支出でございますが、1款の病院事業、資本的支出の1項の建設改良費、1目の病院施設整備としまして、同額であります4,453万1,000円の補正をお願いするものでございます。

これは医師住宅の改修工事ということで、城南町にあります医師住宅、8戸分の改修をするものでございます。

内容としましては、どんなところかと、どんな部分かといいますと、ほぼ全体にわたって改修しますけれども、風呂、トイレ、キッチン、それから床、畳、壁紙、それからサッシの結露防止のための二重サッシとか洗面台、エアコン、ふすまの張替え、等々でございます。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

議長(美谷添 生君) それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美谷添 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（美谷添 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 159 号については、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）意義なしと認めます。

よって、議案第 159 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議発第 6 号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程 16、議発第 6 号、薬害 C 型肝炎、ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

日置議会事務局長。

議会事務局長（日置良一君）朗読をします。

---

議発第 6 号

薬害 C 型肝炎、ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について

表記について、地方自治法第 99 条及び、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 24 日提出

提出者 郡上市議会議員 尾村 忠雄

賛成者 郡上市議会議員 上田 謙市

賛成者 郡上市議会議員 田代はつ江

郡上市議会議長 美谷添 生様

薬害 C 型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書（案）

平成 20 年 1 月の薬害肝炎控訴の和解にともなって制定された「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」により、裁判所においてカルテ、投薬証明等によって血液剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害 C 型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。

しかしながら、C 型肝炎は感染してから発症までに 10 年から 30 年を経過するのに、カル



テの保存義務は5年のため、90%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。裁判所において国は、医師の証人調べや過重な裏付け証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済をいっそう困難にしている。

薬害C型肝炎患者を含むB型、C型肝炎約350万人のウイルス型肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん、死への恐怖にさいなまれ、命を失うものも多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別、偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めている。

よって、国会及び政府におかれては、衆参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。

#### 記

- 1、カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投薬事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認識し、「特措法」の適用による救済を図ること。
- 2、ウイルス型肝炎患者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス型肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充をはじめとした医療費、生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。
- 3、ウイルス型肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と、肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。
- 4、ウイルス型肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。
- 5、薬害再発防止策の構築を図ること。
- 6、総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月24日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣  
法務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

---

議長（美谷添 生君） それでは、提出者の説明を求めます。

13 番、尾村忠雄君。

13 番（尾村忠雄君） 13 番、尾村です。

ただ今上程されました議発第 6 号、薬害 C 型肝炎ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

薬害 C 型肝炎は、不特定多数から採取した結晶を数千人から数万人分を混ぜて製造されたフィブリノゲンという止血剤の製造過程で C 型肝炎ウイルスが混入し、この製剤を投与された患者が感染し、発症となったものであります。

このような危険性は早くから指摘されていたが、国や製薬会社の対応は後手に回り、感染者は全国で 200 万人と見られています。

C 型肝炎は自覚症状がなく、感染に気がつきにくく、10 年以上経って発症してもカルテがない場合が多く、因果関係の立証が難しく、特別措置法による救済が困難となっていることも事実であります。

そこで薬害 C 型肝炎を含む B 型、C 型肝炎のウイルス性肝炎患者 350 万の方々が、日々病魔と闘っておられ、いろんな面で苦しんで見えるため、この意見書に記載されているような総合的な肝炎対策を国においてなされるよう、郡上市議会として、薬害 C 型肝炎等の救済に関する意見書を国に提出するものであります。

議員全員の御賛同をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上、審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（美谷添 生君） お諮りをいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

議発第 6 号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。

よって議発第 6 号については、原案を可とすることに決定いたしました。

---

議発第 7 号について（議案朗読・提案説明・採決）

議長（美谷添 生君）日程 17、議発第 7 号、電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読をさせます。

日置議会事務局長。

議会事務局長（日置良一君）

---

議発第 7 号

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書について

表記について、地方自治法第 99 条及び、郡上市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 24 日提出

提出者 郡上市議会議員 田中 和幸

賛同者 郡上市議会議員 古川 文雄

賛同者 郡上市議会議員 金子 智孝

郡上市議会議長 美谷添 生様

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上を図り、発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的に昭和 56 年に創設され、発電電力量に応じて算出される額が交付され、最長交付期間は 30 年とされている。

本市においては、現在 450 万円が交付され、その交付金を貴重な財源として、水力発電施設周辺地域の市道の補修や消防施設の整備等の公共施設の整備に有効に活用し、住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付金の対象となっている水力発電施設は、まもなく最長交付期間の 30 年を迎え、交付対象期間が終了することとなる。交付対象外となる水力発電施設は、今後も恒久的に運転を継続するものであり、円滑な運転の継続に支障が生ずること

が危惧されているところである。

豊富な水に恵まれた我が国において、水力発電は原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、地球的規模の環境問題への貢献として、クリーンなエネルギーの主力である水力エネルギーの重要性は再認識されている。また、これまで多くの電気を安定的に供給し、経済発展に寄与してきたことと、その発展は発電施設の建設に協力してきた地域によるものであることを十分認識すべきであると考えます。

よって、国においては、交付金の算定対象となる水力発電施設の交付対象期間を発電施設の運転終了までとされるよう、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 24 日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

資源エネルギー庁長官

---

議長（美谷添 生君）それでは、提出者の説明を求めます。

20 番、田中和幸君。

20 番（田中和幸君）ただいま提案されました、議発第 7 号の提案理由の説明をいたします。

電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書について、電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当分は、水力発電ダムにかかわる発電用施設周辺地域住民の福祉向上を図るため、昭和 56 年に創設されたもので、発電力に応じて算出される交付金額は、郡上市においては 450 万円が交付されております。

最長交付期限は 30 年とされております。

住民生活の向上を図っているところでありますが、まもなく最長交付期限の 30 年を迎えることにより、交付金対象期間が終了し、算定対象外となる水力発電施設は、今後も運転を継続するものでありますので、円滑な運転継続に支障が生ずることが、危惧されているところであり、発電施設の建設に協力をしてきた地域住民によるものであることを、十分認識すべきものであると考えます。

以上の理由により、本案を提案したものであります。

全員の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（美谷添 生君）お諮りをいたします。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

それでは、議発第7号については、原案を可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君）異議なしと認めます。

よって、議発第7号については、原案と可とすることに決定いたしました。

---

#### 市長あいさつ

議長（美谷添 生君）以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで市長の御挨拶をいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君）6月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

今議会にいろいろと現下の経済事情、社会事情等に対応すべき、いろいろな案件を提出をさせていただきました。

また本日は、追加提案ということで、大変多額の補正予算も追加を、提案をさせていただいたところでございますが、すべて慎重な御審議の上、御議決をたまわりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

今後この議決をいただきました、それぞれの議案につきまして、適切な執行をしまいたいと考えておりますし、また今回特に国の臨時交付金等につきまして、すべて対応したわけではございませんので、必要な時期にまた追加の予算等も補正等もお願いをしまいたいというふうに思っておりますのでございます。

よろしく御願いをいたしたいと思っております。

これから梅雨、そして暑い夏に向かいますけれども、議員の皆様方に、おかれましては、御健勝にて御活躍をくださいますことを、御祈りを申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

---

#### 議長あいさつ

議長（美谷添 生君）それでは平成21年第4回郡上市議会定例会の閉会にあたりまして、一

言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る6月12日から本日まで13日にわたり、補正予算を初め条例改正など、経済対策等の当面する市政の諸案件を議員各位には終始極めて真剣な御審議をいただきました。

これも一重に議員各位の御協力によるものと厚く感謝を申し上げるところでございます。

また、市長を初め執行機関の各位におかれましても、審議の間、常に真摯な態度で審議に御協力をいただき、その御苦勞に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じ、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑、意見、要望につきまして、今後の市政の執行に対しまして十分反映をしていただきますよう、強く要望をす  
る次第であります。

終わりに、今定例会に寄せられました議員各位及び理事者を初め、執行機関の皆様の御協力に対しまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、健康に留意をされまして、ますます御活躍をいただきますよう、御祈念申し上げ、閉会にあたりまして、御挨拶に代えさせていただきます。

大変御苦勞さんでございました。

ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（美谷添 生君）以上を持ちまして、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成21年第4回郡上市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さんでございました。

（午前11時42分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 田 中 和 幸

# 写

平成 21 年 6 月 24 日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会総務常任委員会

委員長 田中 和幸

## 総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

### 記

| 事件の番号     | 件 名                                       | 結 果  |
|-----------|---|------|
| 議案第 137 号 | 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について                   | 原案採択 |
| 議案第 138 号 | 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について    | 原案採択 |
| 議案第 139 号 | 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について        | 原案採択 |
| 議案第 140 号 | 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案採択 |
| 議案第 141 号 | 郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  | 原案採択 |
| 議案第 142 号 | 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                | 原案採択 |
| 議案第 143 号 | 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について        | 原案採択 |
| 要望第 2 号   | 電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出について（依頼）    | 原案採択 |



# 写

平成21年6月24日

郡上市議会議長 美谷添 生 様

郡上市議会文教民生常任委員会  
委員長 尾村 忠雄

## 文教民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

### 記

| 事件の番号   | 件 名                                       | 結 果  |
|---------|---|------|
| 議案第140号 | 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案採択 |
| 議案第141号 | 郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  | 原案採択 |
| 議案第142号 | 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                | 原案採択 |
| 議案第143号 | 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について        | 原案採択 |
| 請願第1号   | C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願                    | 原案採択 |